

下記の「店頭下取りサービス利用規約」（以下「本規約」といいます。）は、キヤノンマーケティングジャパン株式会社（以下「キヤノン MJ」といいます。）が、お客さまに提供する店頭下取りサービス（本規約第 1 条にて定義されます。）の内容及び条件を定めたものです。店頭下取りサービスの利用を希望するお客さまは、本規約にご同意いただくとともに、キヤノン MJ 所定の申込手続きを行っていただきます。なお、かかる申込手続きが行われた時点で、本規約にご同意いただいたものとさせていただきます。

店頭下取りサービス利用規約

第 1 条（定義）

本規約において、次の用語はそれぞれ当該各号に定める意味を有するものとします。

- (1) 「店頭下取りサービス」とは、お客さまがキヤノン MJ 窓口にて購入可能商品を購入する際に利用できるサービスであって、キヤノン MJ がお客さまから下取り商品を下取り価格で買い取ることにより、下取り価格とお客さまがキヤノン MJ 窓口で購入する購入可能商品の売買代金を対当額で相殺し、売買代金の値引きを行うサービスをいいます。
- (2) 「下取り対象商品」とは、店頭下取りサービスを通じてキヤノン MJ が買取可能な商品群であって、キヤノン MJ が別途指定するウェブサイト上及びキヤノン MJ 窓口にて指定する商品をいいます。
- (3) 「下取り商品」とは、お客さまが所有し、下取りサービスを通じてキヤノン MJ に買い取りを申し込む下取り対象商品をいいます。
- (4) 「査定」とは、キヤノン MJ が下取り商品を確認し、キヤノン MJ 所定の基準に従い、買い取る価格を提示することをいいます。
- (5) 「下取り価格」とは、が下取り商品を査定し提示した、キヤノン MJ が下取り商品を買取る価格をいいます。
- (6) 「購入可能商品」とは、お客さまが下取りサービスを利用して、キヤノン MJ 窓口にて購入できる商品であって、キヤノン MJ が別途指定のウェブサイト上又はキヤノン MJ 窓口にて指定する商品をいいます。
- (7) 「店頭下取りサービス契約」とは、お客さまとキヤノン MJ との間で成立する、店頭下取りサービスの利用に関する個別の契約をいいます。
- (8) 「キヤノン MJ 窓口」とは、キヤノン MJ が店頭下取りサービスを提供するキヤノン MJ の窓口であって、別紙「店舗一覧」に定める店舗をいいます。

第 2 条（適用及び条件）

1. キヤノン MJ は、本規約に基づき下取りサービスを提供します。お客さまは、本規約の定める範囲において、下取りサービスを利用することができます。
なお、お客さまがキヤノン MJ 窓口にて購入可能商品を購入しない限り、下取りサービスの提供を受けることはできません。
2. 下取りサービスは、日本国内に在住の一般消費者を対象に提供されます。
3. 日本国外在住の個人の方、未成年の方及び法人（日本国内外を問わない。）は、下取りサービスを利用できません。
4. キヤノン MJ が査定及び店頭下取りサービスを提供可能な時間は、別紙「店舗一覧」に記載の通りとします。

第 3 条（査定の申込み）

1. お客さまは、店頭下取りサービスの利用に先立ち、キヤノン MJ 窓口にてキヤノン MJ に対して下取り商品の査定を申し込みます。査定の申込みにあたって、お客さまは、次の各号に定める手続を行うものとします。
 - (1) 本規約に同意したうえで、キヤノン MJ 所定の申込書にお客さまの氏名、住所、電話番号、職業、生年月日その他キヤノン MJ 指定の事項を明記すること。
 - (2) お客さま自身の本人確認書類（運転免許証、健康保険被保険者証、マイナンバーカード又はパスポートその他キヤノン MJ 指定の確認書類）を提示し、その記載情報を提供すること。
 - (3) 下取り商品をキヤノン MJ 窓口にて提供すること。
2. 次の各号のいずれかに該当する場合、キヤノン MJ は下取り商品の査定を拒否することができます。
 - (1) お客さまが本規約の定め違反した場合
 - (2) お客さまがキヤノン MJ に対して、過去に重大な契約違反又は債務不履行を行った事実が認められる場合
 - (3) キヤノン MJ がお客さまに対して、店頭下取りサービスを提供することが不適当であると判断される相当の理由がある場合

(4) 前各号のほか、キヤノン MJ の都合により、お客さまからの申込みを承諾できない場合

第 4 条（下取り価格の通知及び店頭下取りサービスの申し込み）

1. キヤノン MJ は、前条に基づき査定の申し込みを受けた場合、下取り商品を査定し、算出した下取り価格をお客さまに通知します。お客さまは、当該下取り価格を上回る価格の購入可能商品を購入することができます。当該下取り価格が、購入可能商品の価格を上回る場合、お客さまは、かかる購入可能商品の購入及び店頭下取りサービスを申し込むことはできず、キヤノン MJ は、下取り商品をお客さまに返却します。返却に要する費用は、お客さまの負担とします。
2. お客さまは、前項に基づき通知された下取り価格での買い取りに同意する場合、キヤノン MJ 所定の申込書に必要事項を記載のうえ、店頭下取りサービスの申し込みを行い、同時に購入可能商品の購入の申し込みを行うものとします。当該申し込みをもって、店頭下取りサービスに基づくキヤノン MJ とお客さまとの間の下取り商品に関する売買契約が成立します。下取り商品に関する売買契約成立をもって、下取り商品の所有権はキヤノン MJ に移転します。お客さまは当該売買契約を解除することはできません。
3. お客さまが第 1 項に基づき通知された下取り価格での買い取りに同意されない場合、又はキヤノン MJ が催告してもなお同意・非同意の意思表示を行わない場合、キヤノン MJ は、下取り商品をお客さまに返却します。返却に要する費用は、お客さまの負担とします。
4. キヤノン MJ は、理由の如何を問わず、お客さまからの再査定の要請には応じないものとします。

第 5 条（購入可能商品の購入時の値引き）

前条第 2 項に基づき下取り商品に関する売買契約が成立した場合、お客さまは、購入可能商品の売買代金から下取り価格相当額を減額した代金を、キヤノン MJ に支払うものとします。

第 6 条（お客さまの義務）

1. お客さまは、下取り商品をキヤノン MJ に提供する前に、自らの責任と費用において、当該下取り商品に記録・保存された音楽・映像、動画・画像・テキスト、作成したファイル、各種の設定内容、追加インストールしたソフトウェア、個人情報、その他データ（以下、総称して「本データ等」といいます。）を消去するものとします。万一、消去されていない場合、キヤノン MJ は、自らの裁量にて本データ等の消去を行うことができるものとします。なお、本データ等が完全に消去されていないことに起因してお客さまに損害が生じた場合、キヤノン MJ は第 13 条に定める範囲内でお客さまに対して責任を負うものとします。
2. 本データ等のバックアップが必要な場合、お客さまは、自らの責任と費用において、下取り商品をキヤノン MJ に提供する前に当該バックアップを行うものとします。

第 7 条（業務委託）

キヤノン MJ は、下取りサービスの提供又は運営に関する業務の全部又は一部の実施を、キヤノン MJ が指定する第三者に委託することができるものとします。前項に基づき第三者に委託した場合といえども、本規約及び店頭下取りサービス契約に基づくキヤノン MJ の義務は何ら軽減されるものではないものとします。

第 8 条（下取りサービスの変更等）

キヤノン MJ は、法令・条例・諸規則の制定・改正、監督官庁の指導等があった場合またはキヤノン MJ が必要と判断した場合には、原則として効力発生日の相当な期間以前に、キヤノン MJ が別途指定するウェブサイト上またはキヤノン MJ 窓口に掲載することでお客さまに通知をすることにより、店頭下取りサービスの内容および本規約を変更することができるものとします。キヤノン MJ が本規約を変更した場合には、お客さまは、変更後の本規約に従い店頭下取りサービスを利用するものとします。

第 9 条（下取りサービスの終了）

キヤノン MJ は、都合により、下取りサービスの全部又は一部を、一時的に又は永続的に終了することがあります。この場合、キヤノン MJ は、相当期間前にその旨をお客さまに通知するものとします。

第 10 条（禁止行為）

お客さまは、下取りサービスの利用にあたり、以下の各号に該当する行為をしてはならないものとします

- (1) 第 3 条第 1 項第 1 号及び同条項第 2 号において、お客さま以外の第三者の情報又は虚偽内容を提供・提示する行為
- (2) お客さま以外の第三者が所有する下取り対象商品としてキヤノン MJ に提供する行為
- (3) 下取りサービスを使用して、有償、無償を問わず、営業活動、営利を目的とした利用、又はその準備を目的とした利用をする行為
- (4) 不正に下取りサービスを利用する行為
- (5) 詐欺、窃盗等の犯罪に結びつく行為、又はそのおそれがある行為
- (6) 公序良俗に違反する行為、下取りサービスの提供を妨害する行為その他他人に損害もしくは不利益を与える行為、又はそのおそれがある行為
- (7) 上記各号に定める行為を教唆又は幫助するなどして、第三者に行わせる行為
- (8) その他本規約に違反する行為

第 11 条（キヤノン MJ からの解除）

お客さま及びキヤノン MJ は、相手方が以下のいずれかの事由に該当した場合、相手方に通知することにより、店頭下取りサービス契約を解除することができるものとします。

- (1) お客さまが前条に該当する行為を行った場合
- (2) 本規約の規定に違反し、相手方より相当の期限を付してこれを是正するよう催告を受けたにもかかわらず、是正しなかった場合
- (3) 反社会的勢力（暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（以下「暴対法」といいます）第 2 条第 2 号に定義される暴力団、暴対法第 2 条第 6 号に定義される暴力団員、暴力団員でなくなった日から 5 年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、暴力団密接関係者及びその他の暴力的な要求行為もしくは法的な責任を超えた不当要求を行う集団又は個人）であることが判明した場合

第 12 条（解除の効果）

- (1) 下取りサービス契約が解除されたことをもって、お客さまが購入した購入可能商品の売買契約が当然に解除となるものではないものとします。
- (2) 下取りサービス契約が解除された場合であって、キヤノン MJ が当該下取り商品の返却ができる場合には、キヤノン MJ は、当該下取り商品をお客さまに返却し、お客さまは下取り価格相当額をキヤノン MJ に対して、別途キヤノン MJ が指定する支払条件に基づき、支払うものとします。なお、キヤノン MJ が当該下取り商品を返却ができない場合には、次条に基づくキヤノン MJ がお客さまに対して負担する損害賠償（下取り価格相当額分）とお客さまの支払義務（下取り価格相当額分）との相殺により処理されるものとします。但し、前条に定める事由により、解除された場合は、キヤノン MJ は本条に定める義務を負わないものとします。

第 13 条（免責）

1. キヤノン MJ の過失による債務不履行または不法行為に起因して、お客さまに損害が発生した場合、キヤノン MJ はお客さまに対し、直接の結果として現実に生じた通常損害について、下取り価格相当額を上限として損害賠償責任を負うものとします。なお、キヤノン MJ の故意または重過失による債務不履行または不法行為に起因してお客さまに生じた損害に対する賠償責任については、免責されないものとします。
2. キヤノン MJ はキヤノン MJ の過失に起因する場合を除き、お客さまと第三者との間で生じた紛争について、何らの責任を負わないものとします。

第 14 条（個人情報の取り扱い）

キヤノン MJ は、第 3 条第 1 項の定めに基づく下取りサービスの申込みに伴い、お客さまから提供された同条同項第 1 号及び第 2 号に定めるお客さまの個人情報（以下「個人情報」といいます。）を、以下の規定に基づき取扱うものとします。

- (1) キヤノン MJ は個人情報を次の利用目的にのみ利用するものとします。
 - ① 店頭下取りサービスの申込その他店頭下取りサービス提供にかかる本人確認

- ② 店頭下取りサービスの提供不可とキヤノン MJ が判断した場合、あるいはお客さまが下取り価格に同意しない場合の下取り商品の返却
 - ③ 店頭下取りサービスの提供に関するキヤノン MJ からの連絡・案内
 - ④ お客さまからの店頭下取りサービスに関する問い合わせ対応
 - ⑤ 店頭下取りサービスに関するアンケート等による店頭下取りサービス・キヤノン製品に関する市場調査
 - ⑥ 購入可能商品を含むキヤノン製品に関する情報案内
 - ⑦ 店頭下取りサービスに関連する統計資料の作成 なお、お客さまがキヤノン MJ に対して、個人情報の提供ができない場合、キヤノン MJ は、店頭下取りサービスの全部又は一部の提供が行えない場合があります。
- (2) キヤノン MJ は、個人情報を適切な安全対策のもと管理し、漏洩等の防止に努めるものとします。
- (3) キヤノン MJ は、次の場合を除き、個人情報を第三者に提供・提供することはありません。
- ① 法令に基づく場合
 - ② 適切な機密保持契約を締結した業務委託先に委託する必要がある場合
- (4) お客さまが個人情報の開示、内容の訂正、追加あるいは削除、利用停止、消去を希望する場合、次項に定める問合せ先に連絡するものとします。
- (5) キヤノン MJ の個人情報保護管理者及び問合せ先は、次の通りとします。
- 【個人情報管理者】キヤノンマーケティングジャパン株式会社 カスタマーリレーション推進課 課長
- 【問合せ先】キヤノンマーケティングジャパン株式会社 カスタマーリレーション推進課 TEL:03-3542-1801

第 13 条（分離可能性）

本規約のいずれかの条項又はその一部が、消費者契約法その他の法令等により無効とされた場合であっても、本規約のその他の規定及び一部が無効と判断された規定以外の部分は、継続して完全に効力を有するものとします。

第 14 条（権利義務の譲渡禁止）

お客さまは、キヤノン MJ の書面による事前の承諾なしに、本規約又は店頭下取りサービス契約に関連して生じた権利及び義務の全部又は一部を第三者に譲渡し、又は承継させ、あるいは担保の用に供してはならないものとします。

第 15 条（準拠法・裁判管轄）

本規約及び店頭下取りサービス契約に関する準拠法は、日本法とします。また、お客さまとキヤノン MJ との間で店頭下取りサービスに関する訴訟の必要が生じた場合、東京地方裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とします。

別紙 キヤノン MJ 窓口一覧（店舗名、住所、連絡先）

<フォトハウス>

キヤノンフォトハウス銀座

東京都中央区銀座 3-9-7 トレランス銀座ビルディング 1F

03-3542-1801

営業時間 10:30～18:30

休館日 日曜日・月曜日・祝日・年末年始・キヤノン MJ 休業日

キヤノンフォトハウス大阪

大阪府大阪市北区中之島 3-2-4 中之島フェスティバルタワー・ウエスト 1F

06-7739-2129

営業時間 10:00～18:00

休館日 日曜日・月曜日・祝日・年末年始・キヤノン MJ 休業日

<コミュニケーションスペース>

キャノンプラザSコミュニケーションスペース 東京都港区港南 2-16-6 キャノンSタワー2F

03-6719-9884

営業時間 10:00～17:30

休館日 日曜日・月曜日・祝日・年末年始・キャノン MJ 休業日

名古屋支店コミュニケーションスペース

愛知県名古屋市中区錦 1-11-11 名古屋インターシティ 18F

052-209-6122

営業時間 10:00～17:30

休館日 カメラ製品お試しコーナー 土曜日・日曜日・祝日・年末年始・キャノン MJ 休業日

あんしんメンテナンス受付コーナー 火曜日・木曜日・第1第3第5土曜日

日曜日・祝日・年末年始・キャノン MJ 休業日